

分科会及び部会等における審議状況について

資料 4 - 1 労働基準局関係

資料 4 - 2 職業安定局関係

資料 4 - 3 職業能力開発局関係

資料 4 - 4 雇用均等・児童家庭局関係

勞 働 基 準 局 関 係

労働基準局所管の分科会等の審議状況

(平成25年8月22日以降)

○ 労働安全衛生法の一部を改正する法律案について（安全衛生分科会）【別紙1】

平成24年11月に廃案となった「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」について、再度の国会提出に当たり、第12次労働災害防止計画や有害な化学物質が原因となった胆管がん事案など、最近の労働災害の状況を踏まえた検討を行った結果、前回の法律案に含まれていた内容の他に、①胆管がん事案の発生を踏まえた化学物質管理のあり方の見直し、②重大な労働災害を繰り返して発生させる企業に改善計画の作成を指示する仕組みの導入、③現場の実態に合っていない届出の廃止等を盛り込んだ改正を行うこととするもの。

(平成25年9月25日、10月29日、11月12日、11月26日、12月17日：審議。同年12月24日：「今後の労働安全衛生対策について」建議。平成26年1月23日：法律案要綱の諮問。2月4日：法律案要綱の答申。)

○ 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案について（労働条件分科会有期雇用特別部会・職業安定分科会高年齢者有期雇用特別部会）【別紙2】

第185回臨時国会において成立した国家戦略特別区域法の規定等を踏まえ、有期の業務に就く高度専門的知識を有する有期雇用労働者等について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間に関する特例等を設けることとするもの。調査審議におけるご意見を踏まえ、高度専門的知識等を有する有期雇用労働者の他、定年後に同一の事業主又は特殊関係事業主に引き続いて雇用される高齢者についても特例の対象とすることとした。

(平成26年2月14日：「有期労働契約の無期転換ルールの特例について」建議。

2月20日：「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案要綱」諮問、答申。)

※ 定年後引き続いて雇用される高齢者についても検討することとなったため、職業安定分科会高年齢者有期雇用特別部会と合同で検討。

○ 労働時間法制の見直しについて（労働条件分科会）【別紙3】

中小企業に適用が猶予されている月60時間超の時間外割増賃金率(50%以上)について、平成20年労働基準法改正法(平成22年4月1日施行)に定める3年後見直し検討の時期が到来していることや、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において、「企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について、早急に実態把握調査・分析を実施し、本年秋から労働政策審議会で検討を開始する。ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、総合的に議論し、1年を目途に結論を得る。」とされたことを踏まえ、労働時間法制について総合的に調査審議を行っているもの。

(平成25年9月27日、10月30日、11月18日、12月17日、平成26年1月15日、2月3日、2月25日、3月13日：審議。)

○ 行政不服審査法改正に伴う関係法律の改正について（労働条件分科会労災保険部会）【別紙4】

平成25年6月に、総務省でとりまとめた行政不服審査法の見直し方針を踏まえ、労働保険審査制度においても、再審査請求を経ずとも裁判所への出訴を可能とし、審査請求期間を60日から3月に延長することとするなど、所要の見直しを行うもの。

(平成26年2月26日：諮問、答申。)

○ 2013年度の年度目標における中間評価について【別紙5】

2013年度の目標として労働条件分科会及び安全衛生分科会において設定した年度目標の中間評価について検討。今後、ご意見を踏まえて内容を確定し、公表する。

【参考】 分科会等開催実績（平成25年8/22～平成26年3/18）

- ・ 労働条件分科会 9/27、10/30、11/18、12/17、1/15、2/3、2/25、3/13
- ・ 労働条件分科会労災保険部会 12/12、2/13、2/26
- ・ 労働条件分科会有期雇用特別部会 12/25、1/14、1/31、2/3、2/14、2/20
※1/14以降は、職業安定分科会高齢者有期雇用特別部会と合同で開催
- ・ 安全衛生分科会 9/25、10/29、11/12、11/26、12/17、12/24、1/23、2/4
- ・ 安全衛生分科会じん肺部会 11/22
- ・ 勤労者生活分科会 11/12
- ・ 勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会 2/21、3/11

労働安全衛生法の一部を改正する法律案の概要

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事業など最近の労働災害の状況を踏まえ、

労働災害を未然防止するための仕組みを充実

- ・特別規則で規制されていない化学物質が原因で胆管がんの労災事業が発生 ⇒ 化学物質のリスクを事前に察知して対応する必要性
- ・精神障害の労災認定件数の増加 ⇒ 労働者の健康状態を把握し、メンタル不調に陥る前に対処する必要性
- ・同一企業における同種の災害の発生 ⇒ 当該企業の他の事業所における災害発生を未然に防止する必要性等

1. 化学物質管理のあり方の見直し

- 特別規則の対象にされていない化学物質のうち、一定のリスクがあるもの等について、事業者に危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)を義務付け。

2. ストレスチェック制度の創設【前回提出法案(※)から修正】

- 労働者の心理的負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査(ストレスチェック)の実施を事業者にも義務付け。ただし、従業員50人未満の事業場については当分の間努力義務とする。
- ストレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならぬこととする。

3. 受動喫煙防止対策の推進【前回提出法案(※)から修正】

- 受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の事情に適切に措置を講ずることを努力義務とする規定を設ける。

4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

- 厚生労働大臣が企業単位での改善計画を作成させ、改善を図らせる仕組みを創設。(計画作成指示等に従わない企業に対しては大臣が勧告する。それ以外にも従わない企業については、名称を公表する。)

5. 外国に立地する検査機関等への対応

- 国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど特に危険性が高い機械を製造等する際に受けなければならないこととされている検査等を行う機関のうち、外国に立地するものについても登録を受けられることとする。

6. 規制・届出の見直し等

- 建設物又は機械等の新設等を行う場合の事前の届出(法第88条第1項)を廃止。
- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加。
【前回提出法案(※)と同様の内容】

施行期日：公布の日から起算して、それぞれ6は6月、3・4・5は1年、2は1年6月、1は2年を超えない範囲内において政令で定める日

※ 第179回国会にメンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策などを内容とする労働安全衛生法の一部を改正する法律案を提出し、第181回国会で衆議院の解散により審議されず廃案となった。

労働安全衛生法改正案（ストレスチェック制度関係）の修正について

（2 / 4 労働政策審議会答申後の修正事項）

①小規模事業場に対する猶予措置（努力義務化）及び実施体制について <条文修正>

- 従業員数50人未満の事業場については、当分の間努力義務とする。
- ストレスチェックの実施者については、医師、保健師だけでなく、厚生労働省令で定める者も含めることとする。

当初案



修正案

全ての規模の事業場に対して、医師又は保健師による労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）等の実施を義務づける。

産業医の選任が義務づけられている従業員数50人以上の事業場に対して、医師又は保健師その他の厚生労働省令で定める者※による労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）等の実施を義務づける。

従業員数50人未満の事業場については、当分の間努力義務とする。

※「その他の厚生労働省令で定める者」には一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士を含める予定

②産業医等への研修の充実及び労働者に対する相談・情報提供体制の整備 <条文追加>

○法案に以下の趣旨の条文を追加する。

- ・国は、ストレスチェックを行う医師又は保健師その他の厚生労働省令で定める者に対して、その質の向上を図るため、精神保健に関する研修の充実・強化に努める。
- ・国は、ストレスチェックを受けた労働者に対し、企業内外の相談・情報提供体制の整備に努める。

③ストレスチェックの受診義務について <条文修正>

- 労働者の意に反してまで、ストレスチェックの受診を義務づけることは適当でないため、労働者の受診義務に関する規定は削除する。

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案の概要

臨時国会で成立した国家戦略特別区域法の規定等を踏まえ、有期の業務に就く高度専門的知識を有する有期雇用労働者等について、労働契約法に基づき無期転換申込権発生までの期間(※)に関する特例を設ける。

(※) 同一の労働者との間で有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えた場合は、労働者の申込により、無期労働契約に転換できる。(労働契約法第18条)

主な内容

①特例の対象者

- I) 「5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務」に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者
- II) 定年後に有期契約で継続雇用される高齢者

②特例の効果

特例の対象者について、労働契約法に基づき無期転換申込権発生までの期間(現行5年)を延長

→ 次の期間は、無期転換申込権が発生しないこととする。

- ① Iの者：一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間(上限:10年)
- ② IIの者：定年後引き続き雇用されている期間

※特例の適用に当たり、事業主は、

- ① Iの者について、労働者が自らの能力の維持向上を図る機会の付与等
- ② IIの者について、労働者に対する配置、職務及び職場環境に関する配慮等の適切な雇用管理を実施

施行期日

平成27年4月1日(予定)

労働時間法制の見直し

<日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)>

- 労働時間法制の見直し
- ・ 企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について、早急に実態把握調査・分析を実施し、本年秋から労働政策審議会で検討を開始する。ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、総合的に議論し、1年を目途に結論を得る。

1 趣旨

- 中小企業に適用が猶予されている月60時間超の時間外割増賃金率(50%以上)について、平成20年労働基準法改正法(平成22年4月1日施行)に定める3年後見直し検討の時期が到来。
- 同時に、産業競争力会議において、企画業務型裁量労働制をはじめ、労働生産性向上や事業運営の柔軟・弾力化を図る観点から、労働時間法制の見直しが求められ、上記のとおり閣議決定。
⇒ これらの問題について、労働政策審議会において総合的に議論していく。

2 経過とスケジュール

- 25年9月27日から労働政策審議会労働条件分科会で検討を開始。
- 25年10月30日に時間外労働・休日労働等の実態把握調査の結果を報告。
- データ分析結果に基づく議論は年内で一巡
⇒ 26年1月から具体的議論へ。1月15日は弾力的労働時間制度について、2月3日は割増賃金、長時間労働対策等について議論。2月25日は、これまでの議論の状況を整理。
⇒ 議論の状況の整理を踏まえ、さらに議論を深めていく予定。

3 検討内容

- 中小企業に適用猶予されている月60時間超の時間外割増賃金率について
- 企画業務型裁量労働制の在り方
- フレックスタイム制の在り方
- その他、労働時間法制に関する問題

行政不服審査法の改正に伴う労働保険審査制度等の見直しについて

1 見直しの経緯

- 行政不服審査法は、昭和37年の制定以来、実質的な改正が行われてこなかったが、①公正性の向上、②使いやすさの向上及び③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、時代に即した見直しが必要であるとして、総務省が平成25年6月に見直し方針をとりまとめた。
 - 総務省では、この方針に基づき改正関連法案の次期通常国会への提出を目指して作業を進めており、各省庁においても、行政不服審査制度に関わる関係法律の見直し作業を進めているところ。
 - 労働保険審査官及び労働保険審査会法に基づき労働保険審査制度をはじめ、労災保険関係法律のうち行政不服審査制度に関する部分について、方針に基づき所要の見直しを行う(※)ものである。
- ※改正は、「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（仮称）案」において他の法律と併せて行う予定。

2 労災保険関係の改正法律

- ①労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)、②労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)

<労働保険審査制度における主な改正内容>

- ① 不服申立ての二重前置の廃止
→ 再審査請求を経なくても裁判所への出訴が可能
- ② 審査請求期間の延長
→ 現行の60日から3月に延長
- ③ 標準審理期間の設定
→ 審査官が審査請求に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努める
- ④ 審査請求手続の計画的進行の創設
→ 審査請求人等や審査官に対し、相互に協力し計画的に審理を進行するよう努める
- ⑤ 口頭意見陳述の充実化
→ 利害関係者等を招集して行うとともに、申立人は処分に対して質問をすることができる
- ⑥ 特定審査請求手続の計画的遂行の創設
→ 事件が複雑である等により、迅速かつ公正な審理を行うため審査請求の手続を計画的に行う必要がある場合に、審査請求人等を招集し、審査請求の手続の申立てに関する意見の聴取を行う
- ⑦ 審査請求人等による物件の閲覧
→ 審査請求人等は、提出された文書その他の物件の謄写を求めることができる

※いずれも改正後の行審法の考え方ならったもの。

- ③労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号) ⇨ 見直し方針に即し、①異議申立て②不服申立前置を廃止

- ④石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号) ⇨ 見直し方針に即し、①異議申立て②不服申立前置を廃止

3 施行日

行政不服審査法の施行の日(公布の日から起算して2年を超えない範囲内で政令で定める日)

2013年度 労働条件分科会における年度目標の中間評価について

2013年度の目標として労働条件分科会において設定した年度目標について、当該分科会が実施した中間的な自己評価の結果は、概ね以下のとおりである。

※ 中間評価は2013年11月末時点で把握できる直近の各種指標に基づいて行った。

(労働条件分科会において設定された年度目標の動向)

○ 年次有給休暇取得率について (2013年度目標：53.9%)

2013年調査(調査対象は2012年)では、年次有給休暇取得率は47.1%となり、前回調査(49.3%)から2.2ポイント低下した。

年次有給休暇取得率が低下したことを踏まえ、より一層の取組が必要となることから、平成26年度については、企業や労働者が働き方・休み方の現状や課題を自主的に評価できる「働き方・休み方改善指標」の活用方策の検討や、この指標の活用に関する好事例の収集・分析を行うこと、「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」の拡充等を行うことにより、年次有給休暇の取得促進を図ることを現在検討している。

○ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合について (2013年度目標：8.6%)

2013年1月から10月までにおける週労働時間60時間以上の雇用者の割合は8.9%となり、前年同期(9.2%)と比べて0.3ポイント低下した。

2013年度 安全衛生分科会における年度目標の中間評価について

2013年度の目標として安全衛生分科会において設定した年度目標について、当該分科会が実施した評価の結果は、概ね以下のとおりである。

(安全衛生分科会において設定された年度目標の動向)

○ 労働災害による死亡者数 (2013年度目標 : 2012年比5%減少)

2013年の労働災害による死亡者数(1~10月)(11月末時点の速報値)は、749件と前年同期(818件)と比べ、9.5%減少しており、現在のところ、目標(5%減)を上回る状況である。

建設業では、死亡者数が250件と前年同期と比べて12.5%減少してはいるものの、いわゆる国土強靱化基本法の成立などに伴い、更なる建設需要の増加が見込まれ、労働災害の増加が懸念されることから、建設工事の発注機関、建設業関係団体等との協議の場を設ける等の連携強化を通じて、新規参入者教育等の取組を強力に推進するなど、引き続き労働災害防止対策を推進していく。

○ 労働災害による休業4日以上之死傷者数 (2013年度目標 : 2012年比5%減少)

2013年の労働災害による休業4日以上之死傷者数(1~10月)(11月末時点の速報値)は、86,608件と前年同期(88,320件)と比べ、2.5%の減少にとどまり、目標(5%減)の達成が危ぶまれる状況である。

特に、第三次産業では、1.8%減と減少率が不十分であることから、対策を一層推進するため、安全担当者を配置し、必要な安全対策の実施を求める事業者向けのガイドラインを策定し、普及啓発を図る。

さらに、陸上貨物運送事業では、前年比2.4%増となっており、4年連続での増加が危惧されることから、2013年に策定した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく対策のほか、国土交通省が策定する予定の「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」を含め、荷役作業が行われる荷主等の事業場での対策の徹底を図っていく。

